副学籍による交流教育 Q&A



Q1 副学籍による交流教育を始めるとき、学校としてどのような点に配慮する必要がありますか。

1 校内の体制づくり

副学籍による交流教育を始めるにあたり、在籍校及び指定された小・中学校では、校内に交流教育を推進する委員会を設けたり、既存の特別支援教育校内委員会を活用したりして、学校全体で取組む体制をつくり、継続的に交流が進められるようにします。

2 実施にあたっての準備

- (1) 指定された小・中学校は、副学籍を置く児童生徒の在籍する特別支援学校と連絡をとり、交流教育を実施するまでの流れや手続きを確認します。実施にあたっては、児童生徒の実態(障害の状況、コミュニケーションの方法、普段の様子、興味・関心)を知るとともに、副学籍を置く学校、在籍校、保護者の三者で話し合いの機会を設け、交流の目的、活動内容、年間計画、引率・支援の方法等を確認します。そして、それを担当教員だけでなく、自校の職員全体に周知し、組織的に交流を実施することを確認します。小・中学校の担任や担当教員は、交流を開始する前に、依頼を受けた児童生徒の様子や名前、住所、通学している学校、接し方などを自校の児童生徒に話し、地域で共に生活していく仲間としての意識付けを図るとともに、交流に対する心構えを持たせるようにします。
- (2) 最初の登校の前には、学級の児童生徒と共に、交流学習に来る児童生徒の机・椅子を運び入れたり、ロッカーやフック、靴箱に名札をはるなどして、学級の一員としての受け入れ態勢を時間をかけてつくっておくことも大切です。
- (3) 授業交流を実施する場合は、在籍校で使用している教科書の種類を事前に確認し、在籍校や家庭で準備してもらったり、副学籍校で用意するなどの配慮が必要となります。
- (4) 交流の記録を写真・ビデオ等で残したり、研究資料として外部へ発表する場合には、本人・保護者の了解を必ず得るなど、個人情報保護の観点からの確認も重要となります。

Q2 在籍校、副学籍校両校の担任同士の連携の仕方について、 教えてください。

1 事前の打合せを緊密に

両校の事前の打ち合わせは、特別支援学校の児童生徒の状態像をある程度把握したり、 望ましい交流活動を選定していくためにとても大切なことです。

副学籍による交流教育では、教育委員会から小・中学校及び特別支援学校に対し、副学籍の指定についての連絡があります。その後、両校は電話連絡等で日程を調整した後、交流教育の実施についての打ち合わせの機会を設けます。この場合、特別支援学校の学級担任が直接、小・中学校を訪問し、教室環境等を把握しながら、「個別の教育支援計画」に基づいて児童生徒の実態、本人・保護者の思いや願い等を説明するとともに、交流のねらい、内容、回数、引率・付添の方法、配慮事項等について協議します。場合によっては、交流児童と保護者も同伴することもありますが、この打ち合わせにおける協議を通して、「副学籍による交流教育計画書」を両校で作成していきます。

2 相互の学校訪問により交流を実りあるものに

- (1) 小・中学校の担当者が特別支援学校を訪問し、副学籍を置く児童生徒が、日頃どのような環境で、指導・支援を受けているのかを知ることも大変有効といえます。また、事前に互いの学校紹介ビデオ等を児童生徒に見せることもよいでしょう。
- (2) 連携の仕方については、さまざまな方法が考えられますが、交流の形態は一人ひと り異なりますので、事前に十分に打ち合わせを行い、交流が両校の子どもにとって有意 義なものとなるよう、準備を進めてください。
- (3) また、交流開始中の連携もとても重要ですので、在籍校の担任が副学籍校を訪問し、 参観をしたり、指導上の配慮等で気づいたことを述べたりして、よりよい指導の実現の ためのアドバイスをすることも重要です。

Q3 副学籍による交流教育の実施にあたって、本人・保護者の希望はどこまで受け入れることが必要ですか。

1 交流教育の内容をできるだけ明確に

- (1) 副学籍による交流教育は、児童生徒本人・保護者の希望により実施する交流です。 居住する地域での同年齢の児童生徒とのふれ合いを通して、今後の社会生活を支え合う 地域の仲間としての基盤をつくることや、児童生徒の経験を広げ、社会性や適応力を高 めることをねらいとしています。
- (2) 交流を実施する前に、小・中学校では、特別支援学校の担当者と事前に話し合いを十分にして、その児童生徒の実態を知り、本人・保護者の交流に対しての希望を把握しておきます。参加する活動、交流の回数などについて、現状では本人・保護者の希望のすべてに応えるのは困難な場合もあります。

ですから、本人・保護者の要望に対して、学校としてできることとできないことをはっきり説明した方がよいでしょう。

2 保護者・本人の希望に配慮しつつ、計画的な交流を

(1) 副学籍による交流教育のうち、行事交流(運動会・学習発表会等)に参加する場合は、招待者として扱われるよりも、希望内容として「児童席や生徒席において自然な形で参加したい」、「せっかく行くのだから競技にも参加してみたい」、「テントの下(来賓席)より一般の保護者席で参観したい」等、本人・保護者が希望を申し出る場合があります。

特別支援学校の担任等に、交流に関する具体的な要望に関する話があった場合は、副学籍を置く学校に行事への参加・不参加を連絡する際に、本人・保護者の希望を伝えます。また、小・中学校に対する保護者・本人の希望のうち、小・中学校において実施が困難と思われる事柄については、特別支援学校の担当者にも具体的に伝え、相談していくことが大切です。

(2) いずれにしても、交流を実施するにあたっては、保護者の要望を考慮しながら、小・中学校の担当者、特別支援学校の担当者、保護者・本人の三者が十分に話し合い、具体的な交流の実施方法を検討し、交流を計画していくことが必要です。

Q4 副学籍による交流教育に担任の引率ができない場合は、 どうすればよいでしょうか。

1 付き添い方法は、児童生徒の状況に応じて工夫を

横浜市では、副学籍による交流教育においては、原則として特別支援学校の担任が(副学籍校内における)引率をすることにしています。

しかしながら、「在籍校児童生徒の授業の確保」という点から、すべての交流について 引率ができないという現状もあります。それでも、当日の付き添いが必要な場合は、校内 で引率者を調整したり、保護者に状況を説明し協力を求めることがあります。そのため、 付き添いについて事前の打ち合わせで確認をする必要があります。

2 より効果的な対応を考える

- (1) 教師の引率の仕方についても事前に打ち合わせを丁寧にしておき、引率が交流の妨げとならないよう、児童生徒が主体的に関わるという観点で支援していきます。また、保護者が付き添う場合、保護者が周囲の児童生徒とも交流することで、地域の中においても交流を進めていく土台づくりとなるという効果も見込まれます。
- (2) ろう特別支援学校のように、児童生徒の自立のため、保護者や教師の付き添いを意図的に行っていない学校もあります。児童生徒の実態にもよりますが、できるだけ自分の力で交流できるようにしていこうとするものです。その場合、在籍校担任は、事前事後の打ち合わせを十分に行い、副学籍校の担任と連絡をとり、安全に十分配慮した上で、互いの交流が実りあるものになるようにしていきます。



Q5 副学籍による交流教育は、副学籍校と特別支援学校の 児童生徒にとって、どのような意義があるのですか。

1 「共に『育ち』」「共に『学ぶ』」教育の実践

- (1) 副学籍による交流教育は、特別支援学校の児童生徒にとっては、その生活経験や行動を広め、学校生活や社会生活に適応する力を養い、好ましい人間関係を育てることによって、積極的に社会に参加していく能力や態度を育成することをねらいとする活動です。これは、障害のない児童生徒や地域社会の人々と社会生活を営み、共に生きていく基盤づくりとなる活動でもあります。
- (2) 一方、小・中学校の児童生徒にとっては、早期から交流する機会を持つことによって、その中で互いに学び合い、認め合う関係を築き上げていくことが可能となります。 障害のある人たちへの関心を広げ、仲間意識を育て、広く人間愛を自覚するようになることや、差別と偏見のない人間関係が育成されることをねらいとした活動となります。 いじめなどの問題が顕在化している中で、他者を認め、他者と共生していくために、お互いに理解し合うことの重要性がますます高まってきています。

2 心のバリアフリーの育成による共生社会へ

小・中学校の教職員にとっても、この副学籍による交流教育を推進していく中で、通学路等の安全を含めた学校内外の施設設備をバリアフリーの観点から見直すことや、児童生徒の「心のバリアフリー」の育成をより実践的に推進することができるようになるとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が参加しやすい授業を常に工夫するような「授業のユニバーサルデザイン化」とも呼ばれる取組が、すべての学校・学級で進められるという意義もあります。

Q6 副学籍による交流教育で、授業交流をする場合、副学籍校では特別な授業をするのですか。また、評価はどうしますか。

1 日常の学習活動を基本に、よりていねいに

- (1) 毎回、特別な活動を設定することは、小・中学校にとって大きな負担となり、交流 そのものが長続きしない可能性があります。時には「お楽しみ会」等の特別な活動を設 定する必要もありますが、特別支援学校の児童生徒が参加しやすい内容を小・中学校の 日常の学習活動から選定していくことを基本としましょう。
- (2) 副学籍校での授業交流の場合は、事前に特別支援学校の担当者から児童生徒の状況についての情報が保護者の了解を得たうえで、適切に提供されることが必要です。交流する児童生徒が音楽が好きなら、音楽の授業交流、体を動かすことが好きなら、体育の授業交流など、その子が安心して活動できる分野から交流を考えていきます。副学籍による交流では、副学籍校の教育課程に基づいた行事や授業への交流を目的としているので、障害についての配慮は必要ですが、特別に予定している内容を大きく変更する必要はありません。

2 評価の観点

<特別支援学校(在籍校)>

共に活動する中で、楽しさを感じ、意欲など気持ちの変化が見られたか。

小・中学校の児童生徒とのふれ合いが持てたか。

同じ地域に住む仲間であることを自然に受け入れられたか。

などの観点からの評価が考えられます。

< 小・中学校(副学籍校)>

特別支援学校の児童生徒の存在を知り、いろいろな人がそれぞれの生き方をしている中で社会が構成されていることを理解できたか。

特別支援学校の児童生徒の障害、それに対する配慮を小・中学校の児童生徒の発達段階に応じて理解することができたか。

障害があってもなくても、同じ地域に住む仲間であるという意識が持てたか。 小・中学校の児童生徒が主体的に交流の内容を考えることができたか。

など、主に障害の理解や自他共に尊重する態度の育成といった観点からの評価が考えられます。

両校が定期的に話し合い、その評価を以後の交流に生かしていくとよいでしょう。

Q7 副学籍による交流教育実施に、施設面の整備(改善)が 必要な場合は、どうしたらよいでしょうか。

1 施設面の整備が前提条件ではなく、柔軟な対応を

(1) トイレ、スロープ、手すり等の施設設備面の整備(改善)が必要な場合は、教育委員会に相談していただきますが、継続的な交流であることが条件になります。

現状の施設で交流教育を行う場合、これまでの事例では、両校の話し合いにより、トイレ、階段、机、移動などについて、できる範囲の配慮・工夫で対応し実施されています。配慮・工夫に関しては、児童生徒個々の障害の状況によりさまざまであり、特別支援学校の担当者、保護者との話し合いにより具体的に対応しています。

(2) 肢体不自由の児童生徒だけではなく、視覚障害・聴覚障害の児童生徒の交流でも、 設備等の配慮が必要な場合があります。視覚障害の児童生徒には、危険な段差の解消が 望まれますが、これは、校舎内外を最初の交流の際に、両校の教師と共に歩きながら気 を付ける箇所を丁寧に説明していくことで、ある程度解決できます。また、聴覚障害の 児童生徒には、椅子・机の脚に騒音防止用のテニスボールをはめたり、教師がFM補聴 器(電波で音声を補聴器に直接送信するもの)用のマイクを首にかけて話したりするな どの配慮も求められます。

2 社会での自立を視野に

バリアフリー化が進んできているとはいえ、公共施設が常に障害のある人に使いやすく整っているわけではありません。障害のある人は、実社会ではその状況に応じ、協力依頼をしたり、工夫して自力対応するなどして生活しています。したがって、施設の改善を要請することも大切ですが、すべての条件が整わなければ、交流教育ができないというものではなく、配慮や工夫をしながら実施していくことが大切です。また、小・中学校の児童生徒に「心のバリアフリー」がしっかりと育まれていれば、施設設備面の不十分さの一部をカバーすることもできるといえます。

【特別支援学校側から申し出た具体例】

オムツ換えのスペースとして、保健室を使用する。 副学籍校の可能な範囲で、交流時の使用教室を下の階にする。 階段の昇降では、その場の教員、生徒が介助する。

Q8 学区に居住する県立特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するのでしょうか。

1 保護者・本人の希望を尊重して

- (1) 横浜市が平成7年度より進めている特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地における交流の取組が年々活発になってきている状況の中で、神奈川県教育委員会においても、平成12年度から県立特別支援学校小学部児童を対象とした居住地交流の取組が開始され、現在では本市と同様に中学部の生徒もその対象となっております。
- (2) 手順は本市で行われてきた居住地校交流と同様です。まず、特別支援学校は保護者の申し出に基づいて交流の実施に向けて検討し、特別支援学校から各小・中学校へ依頼と概要の説明をします。小・中学校ではそれを受けて交流の実施に向けて検討し、実施できるのであれば、交流活動の内容や配慮事項の具体的な打ち合わせを行い、交流を開始します。

2 学区内の子どもの交流を

- (1) 本市では、児童生徒の在籍する学校が県立の特別支援学校であっても、同じように学区に居住する子どもの一人として、積極的に交流教育の場の保障と支援をしてきました。
- (2) 私立・国立の特別支援学校の場合にも、保護者・本人の希望があれば、市立の特別 支援学校に在籍する児童生徒の副学籍による交流教育に準じた形で対応していくことが 必要です。その場合、特に定めた文書はありませんが、相手校との連絡を密にして対応 をしてください。
- (3) 市立特別支援学校に通う市外在住の児童生徒についても、保護者・本人から希望があった場合は、学校間の連携を密にして対応していくことが必要です。なお、その場合、本市教育委員会から居住する地区の教育委員会あてに文書による依頼が必要な場合がありますので、事前に特別支援教育課へ連絡をしてください。

Q9 副学籍による交流教育で、万が一、事故が起きたとき、 責任はどこにありますか。

1 原則的な責任は、特別支援学校に

副学籍による交流は、在籍校の教育課程に基づいて計画的に実施されますので、原則と して在籍校の責任となります。

万が一、事故が起きたときは、迅速に学校間で連絡を取合い、事故の状況を的確に把握することが大切です。

2 まず、安全確保を十分に

副学籍校での活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる「学校管理下の活動」に該当します。また、特別支援学校は、学校管理下の行事や学習活動時に事故にあった場合、学校が負う賠償責任を救済するため「学校賠償責任保険」に加入しています。

しかし、何よりも大切なのは事故防止ですので、日頃から在籍校と副学籍校が連絡を密にし、児童生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意しながら実施することが 重要となります。

また、保護者が付添を行う場合には、損害賠償保険等への加入も検討してもらうとよいでしょう。



Q10 副学籍による交流教育を行った場合、出席簿等の記載 はどうしますか。また、在籍校の休業日に交流教育を行った場合はどうなりますか。

出席簿等の記載は在籍校での扱いに

副学籍による交流教育は、在籍校の教育課程に基づいて実施されますので、原則として、 出席簿、指導要録上も、出席の扱いとなり出席日数に含めます。

ただし、在籍校の休業日に交流教育を行った場合は、在籍校の学校行事としては扱えません。課業日と休業日との振替は行わず、授業日数、出席日数には含めません。

Q11 児童生徒の居住地の小・中学校以外の学校を副学籍校として指定してもらうことはできますか。

居住する地域の小・中学校に

副学籍による交流教育の目的の一つには、居住する地域での同年齢の児童生徒同士のふれ合いを通して、今後の社会生活を支え合う地域の仲間としての基盤づくりがあります。

この目的に沿った交流教育を行うためには、地域の子どもたちの多くが通学している小

・中学校において交流をすることが必要です。

副学籍校は、居住地を通学区域としている小・中学校を指定することになります。

Q12 「副学籍による交流教育」実施の経過を教えてください。

横浜市では平成7年度から、盲・ろう・養護学校に在籍する子どもの「居住地校交流」を推進してきました。

平成16年に策定した「横浜市障害児教育プラン」では重点施策事業の一つとして、副学籍(仮称)による交流教育の充実を図る取組の必要性を掲げ、以後「副学籍による交流教育」の実施に向けて検討を行ってきました。

主な経過(太字は横浜市の取組)

平成7年4月 盲・ろう・養護学校に在籍する児童と居住地の小学校との交流開始。

平成10年12月 小学校・中学校学習指導要領に、盲・ろう・養護学校等との間の連携 や交流を図ることが明示される。

平成11年 4月 居住地校交流を中学1年まで拡大。(以降、学年進行で実施)

平成13年 3月 交流教育推進資料集「『支え合い』と『共生』をめざして」発行。

4月 小・中学校全学年において、居住地校交流を実施。

平成14年12月 「障害者基本計画」が策定され、「障害の有無にかかわらず、お互いが 人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」を明示。

平成16年 4月 横浜市障害児教育プランに「副学籍(仮称)を置く取組」を位置づけ。

6月 障害者基本法に「交流及び共同学習を積極的に進めること」が明記。

平成17年 4月 平成17年度横浜市居住地校交流実施要項の策定。

8月 副学籍(仮称)検討プロジェクト会議の開催及びモデル校の指定・実施。

12月 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中央教育審議会答申)において、「交流及び共同学習の機会が適切に設けられることを促進するべきである。」と明示。

平成18年 3月 「横浜教育改革会議最終答申」の具体的方策の一つに「心のバリアフリーを進めるための『副学籍(仮称)』の推進」を位置付け。

平成19年 1月 「横浜教育ビジョン推進プログラム」の重点政策の一つに「副学籍(仮称)の推進による心のバリアフリーの促進」を位置付け。

